

全国健康関係主管課長会議資料

厚生労働省健康・生活衛生局
感染症対策部
予防接種課

目 次

1. HPV ワクチンについて

- (1) HPV ワクチンの接種対象者と接種スケジュール1-1
- (2) HPV ワクチンのワクチン納入数の推移1-1
- (3) HPV ワクチンのキャッチアップ接種の経過措置1-1
- (4) HPV ワクチンの供給状況1-1

2. 帯状疱疹ワクチンについて

- (1) 帯状疱疹ワクチンの定期接種化2-1

3. MR ワクチンについて

- (1) MR ワクチンの供給に関する経緯3-1
- (2) MR ワクチンのワクチン供給状況3-1
- (3) 令和6年度内に MR ワクチンを接種できなかった者への対応 ..3-1

4. 予防接種基本計画について

- (1) 予防接種基本計画改定のポイント4-1

5. 予防接種のデジタル化について

- (1) 予防接種事務のデジタル化5-1
- (2) 予防接種事務デジタル化に関する機能の適合基準日5-1
- (3) 医療法等の一部を改正する法律案の概要5-1

1. HPV ワクチンについて

(1) HPV ワクチンの接種対象者と接種スケジュール【資料 1-1～1-2】

HPV ワクチンについては、積極的勧奨の差し控えの間に接種の機会を逃した方へ接種機会を提供するため、令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 3 年間、キャッチアップ接種を実施しております。

(2) HPV ワクチンのワクチン納入数の推移【資料 1-3】

HPV ワクチンは、3 回の接種に通常 6 か月を要するところ、キャッチアップ接種の終了時期から逆算して 6 か月前であった令和 6 年 9 月に向けてワクチンの需要が高まり、夏以降、納入数が大幅に増大しています。

(3) HPV ワクチンのキャッチアップ接種の経過措置【資料 1-4】

こうした需要の大幅な増加により、メーカーにおいてワクチンの限定出荷がなされたこと等を踏まえ、キャッチアップ接種期間中に接種を希望し、実際に接種を開始したものの、3 回の接種を完了できないことが見込まれる方については、令和 7 年 3 月 31 日のキャッチアップ接種期間終了後も、公費で接種完了できるよう 1 年間の経過措置を設けることとしました。なお、HPV ワクチンに係る最新の状況については、厚生労働省ホームページ及び厚生労働省 SNS (X、Facebook) を通じて周知しています。

(4) HPV ワクチンの供給状況【資料 1-5～1-6】

メーカーからの情報によれば、生産体制の強化や輸入量の増加等の対応により、今後は十分な供給を確保できる見込みです。接種を希望する方に接種機会を提供できるよう、都道府県におかれましては、引き続き HPV ワクチンの接種に係る情報提供に御協力をお願いいたします。

2. 帯状疱疹ワクチンについて

(1) 帯状疱疹ワクチンの定期接種化【資料 2-1～2-3】

帯状疱疹ワクチンについては、令和 7 年 4 月 1 日より、予防接種法上の定期接種に位置づけ、65 歳の方などを対象に、令和 7 年 4 月 1 日から開始することになります。

65 歳を超える方については、高齢者肺炎球菌ワクチンと同様、5 歳年齢ごとの方に対し、順次、経過措置を設けることにしています。

都道府県においては、令和 7 年度の開始に向けて、各市町村における必要な準備の支援を行っていただきますようお願いいたします。

3. MR ワクチンについて

(1) MR ワクチンの供給に関する経緯【資料 3-1～3-2】

MR ワクチンを製造する武田社が令和 6 年 1 月に麻しんウイルスの力価の低下を理由とし自主回収を行い、その後、同年 11 月末に MR ワクチンの出荷停止を公表しました。武田社が出荷予定であった数量に相当するワクチンについて、厚生労働省から MR ワクチンを製造する第一三共社及び阪大微生物病研究会に増産要請を行い、代替供給が実施され全体で例年と同量のワクチンの供給量となっています。

(2) MR ワクチンのワクチン供給状況【資料 3-3】

武田社の出荷停止以降、日本小児科医会及び一部の自治体から、武田社を使用していた医療機関において MR ワクチンを全く入手できないこと、地域や契約する卸によって状況が異なり偏在が生じているとの訴えがありました。このような状況に対して、厚生労働省としても、卸に対して不足を訴えた自治体や医療機関にワクチンの配送を依頼するなど安定供給に向けた取組を実施し、その結果、供給状況は改善傾向となりました。一方で、ワクチンが入手できても 3 月末までの駆け込み需要のため、接種希望者全てに対して定期接種を実施することは困難といった声もあり、更なる対応が要望されていたところです。

(3) 令和 6 年度内に MR ワクチンを接種できなかった者への対応【資料 3-4】

このような状況を踏まえ、3 月末に定期接種の期限を迎える者が一定数想定されることから、3 月末までに接種できなかった者について、予防接種法施行規則第 2 条の 8 第 4 号の「特別の事情」に該当するとして、接種対象期間を延長し、令和 7 年 4 月 1 日から 2 年間、定期の予防接種として公費で接種を受けられるようにすることとしました。

【対象者】

第 1 期	令和 6 年度内に生後 24 月に達する、又は達した者であって、MR ワクチンの偏在等が生じたことを理由にワクチンの接種ができなかったと市町村長が認める者
第 2 期	令和 6 年度における第 2 期の対象者（5 歳以上 7 歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の 1 年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの）であって MR ワクチンの偏在等が生じたことを理由にワクチンの接種ができなかったと市町村長が認める者
第 5 期	昭和 37 年 4 月 2 日～昭和 54 年 4 月 1 日生まれの男性であって、令和 6 年度末までに抗体検査を実施した結果、風しんの抗体が不十分な方であって、MR ワクチンの偏在等が生じたことを理由にワクチンの接種ができなかったと市町村長が認める者 (注) 令和 7 年度以降、抗体検査を実施した方は対象外。

4. 予防接種基本計画について

(1) 予防接種基本計画改定のポイント【資料 4-1～4-3】

予防接種施策の推進のために策定されている予防接種法に基づく予防接種基本計画については、見直しの検討を行っていましたが、今般、審議会において議論がとりまとまりましたので、令和7年度から新しい基本計画に改定すべく、必要な事務手続きを進めているところです。

改定後の主な内容としては、例えば、当面の目標として、予防接種事務のデジタル化の推進による接種事務の効率化と有効性・安全性に対する評価の充実や予防接種の普及啓発の推進及び広報活動の充実を掲げております。

新型コロナやその後の状況を踏まえ、予防接種施策の中期的なビジョンを示しておりますので、これを踏まえて、予防接種施策を進めていきますようお願いいたします。

5. 予防接種のデジタル化について

(1) 予防接種事務のデジタル化について【資料 5-1】

予防接種事務のデジタル化については、令和4年に成立した改正予防接種法に基づき、現在、デジタル化に必要なシステムの整備等を進めております。予防接種事務をデジタル化することで、接種対象者、医療機関、市町村それぞれにおいて利便性が増すとともに、医療機関及び市町村においては事務の負担軽減も図られるようになります。

(2) 予防接種事務デジタル化に関する機能の適合基準日について【資料 5-2～5-3】

デジタル化に際しては、各市町村の健康管理システムについても改修を行っていただく必要がある。令和7年1月末に公表した健康管理システム標準仕様書3.1版において、デジタル化に必要な機能の適合基準日を「令和10年4月1日」と決定しました。

この適合基準日は、その日までにシステムを適合させる必要がある期限となるが、厚生労働省としては、令和8年度から市町村においてデジタル化が開始できるよう、令和7年度末までに各種システムの整備等を進めています。

今後、デジタル化に必要な市町村の取組内容等に関して説明会を実施した上で、各市町村のデジタル化の実施予定時期の調査を行うこととしており、市町村においては、健康管理システム標準化の取組状況も踏まえて、検討をお願いします。

(3) 医療法等の一部を改正する法律案の概要について【資料 5-4】

今般、医療法等の一部を改正する法律案を国会に提出した。予防接種等関連情報の二次利用の推進のため、同法案において予防接種法についても改正し、予防接種等関連情報を仮名化した情報の利用・提供を可能とする規定等を設けており、ご承知おきいただきたいと思います。